

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づきまして、下記の通り労働者派遣事業に関わる情報をお知らせいたします。

対象期間	2024年5月1日～2025年4月30日		
許可番号	派01-300768	許可年月日	2018年2月1日
事業所の名称	株式会社メディウェル 大阪支店		
事業所の住所	〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号 JRE御堂筋ダイワビル8F		

■労働者派遣の実績

派遣労働者数（2025年6月1日現在）	0人
派遣先事業所数（事業年度実数）	0件
労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたり）	なし
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたり）	なし
マージン率（小数点第2位以下を四捨五入）	---

- マージン率とは・・・派遣先より支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた金額の割合を示したもので、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

- マージン率の内訳につきまして・・・

派遣会社の事業運営には、派遣労働者の賃金以外にも以下のような経費が必要となります。

- ・派遣労働者の社会保険料
→健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険などの事業主負担分
- ・派遣労働者の有給休暇費用
→有給休暇取得時の賃金（派遣先への派遣料請求は出来ません）
- ・その他経費
→研修・教育費用、福利厚生、社員の人件費、広告宣伝費、オフィス賃貸料など

■派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

入社時研修テキストの提供	初めて弊社でお仕事される方に入社時研修テキストをご用意しております。「派遣の基礎知識」「安全衛生の心得」「個人情報保護」「ビジネスマナー」など、入社前に身につけていただきたい内容をまとめて提供しております。
調剤テキストの提供	入社から半年経過された派遣従業員の皆様に、日々のお仕事で役立つ調剤テキストを進呈しております。処方箋の読み方、過誤防止や調剤実務のポイントを体系的に学んでいただける構成になっております。 また、入社から一年半以上経過された派遣従業員の皆様には、調剤報酬を学んでいただける調剤テキストを追加で進呈しております。こちらのテキストには、解答・解説付きの確認問題が多く収録されております。 どちらも、大変ご好評をいただいているテキストです。
メディカルナレッジ（e-ラーニング）の提供	インターネット上で、調剤について学べるe-ラーニングのコースを受講できます。薬剤師の生涯学習・自己研鑽のため、幅広い医学・薬学の知識や周辺情報についての講座を多数配信しております。研修認定薬剤師の単位取得も可能です。

■待遇決定方式の情報提供

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日
上記労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先で薬剤師業務等に従事する全ての派遣労働者

■その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

健康保険・厚生年金	週の所定労働時間が20時間以上かつ2ヶ月を超える雇用期間が見込まれる場合に、健康保険と厚生年金に加入することが出来ます。
雇用保険・労災保険	週の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用されることが見込まれる場合に、雇用保険に加入することが出来ます。労災保険は雇用期間中、無条件に適用されます。
薬剤師賠償責任保険	調剤過誤等の万が一の事故を保証する保険です。雇用期間に関わらず弊社負担で加入しております。
定期健康診断	年に1回、一定の要件を満たした方に無料で実施しております。
福利厚生	健康保険加入者は東京化粧品組合が提携する保養施設・レジャー施設をご利用頂けます。詳細はこちらをご確認ください。 https://www.tkkenpo.or.jp/member/leisure/index.html